

原産品であることを判断する主な基準（原産地規則）

輸出品が原産品であるか否かの基準（原産地規則）は、品目ごとに各経済連携協定において定められている。原産地証明書は、輸出品がこの基準を満たしていることを審査の上、発給される。

日本タイEPA	概要	適用される産品例
(1)完全生産品	締約国において、完全に生産される産品を原産品とする。	農産品、動植物、水産物、鉱物資源等の天然産品
(2)当該締約国の材料のみから生産される産品	当該締約国の原産材料のみから当該締約国において生産される産品	加工食品など
(3)非原産材料を用いて生産される産品	非原産材料を使用して当該締約国で生産される産品であって、 附属書2 （品目別規則）に定める 実質的変更基準 を満たすもので、3つの実質的変更基準がある。	鉱工業品：
(3)-①付加価値基準	加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率（例：40%）以上となる場合に、原産品とする。	日タイ経済連携協定では、鉱工業品の場合、付加価値基準もしくは関税分類変更基準のいずれか一方を満たすことをもって原産品とするルールが一般的
(3)-②関税分類変更基準	輸入原料・部品の関税分類番号と完成品の関税分類番号が異なれば、完成品の製造国の原産品とする。	
(3)-③加工工程基準	各製品について、重要と認められた製造作業または技術的な加工作業を例示し、域内で当該加工が行われたことをもって原産品とする。	繊維製品： 日タイ経済連携協定では、織物の場合、製織と染色が必要 化学工業生産品・鉱物性燃料等： 日タイ経済連携協定では、化学反応、精製、異性体分離、の各工程もしくは生物学的工程を経ること